

軽井沢カーリング少年団規約

【 第一章 総 則 】

第一条(名称)

本少年団は、その名称を「軽井沢カーリング少年団」とする。

第二条(目的)

本少年団は、学校教育活動外の社会教育の一環としてカーリングを通じ、競技マナー、協調性、自律心等を養い、地域社会に根ざした青少年の健全育成を目的とする。

第三条(活動)

本少年団は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) カーリングに関する活動
- (2) 他団体との交流活動
- (3) その他、本少年団の目的達成に必要な活動

第四条(団員)

本少年団は、保護者の同意を得た団員をもって構成する。

【 第二章 団の構成 】

第五条(組織と役割)

本少年団は、以下によって構成される。

- (1) 団員
- (2) 軽井沢カーリングクラブ
 - ① 氷上練習コーチの派遣と育成
 - ② 公式ジュニア大会へのコーチの帯同
- (3) 保護者会
 - ① 少年団活動への協力
 - ② 定時総会および保護者会の開催
- (4) スポーツコミュニティー軽井沢クラブ
 - ① 事務局
 - ② 必要備品の貸与

第六条(コーチ)

コーチは少年団の目的を達成するため、指導方針を立てて団員の指導にあたる。

【 第三章 団の運営 】

第七条(四者協議)

少年団の当面の運営について協議を要する場合、軽井沢カーリングクラブ、保護者会役員、コーチ、事務局による四者協議を開催することができる。

【 第四章 予算・決算 】

第八条(経理)

本少年団の経理は、団費、寄付金、その他の収入により会計が執行する。

第九条(団費)

- (1) 団員は月会費を負担する。
- (2) 選手登録料、軽井沢カーリングクラブ会費を別途負担する。

第十条(決算)

- (1) 本少年団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- (2) 事務局は、当該年度の収支決算について監査を経た後、総会に報告しなければならない。

【 第五章 規約 】

第十一条(効力)

本規約の効力は平成27年度軽井沢カーリング少年団 総会での承認をもって発生し、平成28年 3月31日までとする。

【 附 則 】

第一条(活動の拠点)

本則第三条に規定する活動は「軽井沢アイスパーク」を拠点とする。

第二条(団員の送迎)

練習・試合の際の送迎は保護者が行う。

第三条(指導)

カーリング指導に関する方針や手法、試合に関することについては、コーチに一任する。

第四条(免責事項)

練習中・試合中に事故等が発生した場合、怪我の治療費や賠償責任が生じた場合の補償については、主催者が加入している保険の補償範囲までとする。

第五条(大会にかかる費用負担)

参加費、遠征旅費、コーチ帯同旅費等は選手が負担する。

第六条(備品の購入にかかる費用負担)

年間の団費では支出不可能な備品の購入にあたっては、四者協議で方針を決定する。